

令和元年定例会　　9月定期議会
産業建設常任委員会調査報告書

令和元年10月1日

産業建設常任委員会

産業建設常任委員会 活動状況

〔報告期間〕 令和元年 5 月 15 日～ 9 月 5 日

日時	活動区分	内 容	頁
5.15(水) 13:05～13:18	協 議	■正副委員長の選出 〔参加者〕 氏家委員長ほか委員 7 名	—
6.14(金) 18:08～18:20	協 議	■ 6 月定期議会中における調査事項について ■年間活動計画について 〔参加者〕 氏家委員長ほか委員 6 名	—
6.19(水) 9:57～16:10	所管事務調査① (議案調査)	《建設部》 ■登米市辺地総合整備計画の変更について ■登米市過疎地域自立促進計画の変更について ■繰越明許費繰越計算書について ■令和元年度建設部主要事業等について 《産業経済部》 ■登米市基金条例の一部を改正する条例について ■登米市過疎地域自立促進計画の変更について ■繰越明許費繰越計算書について ■一般会計補正予算について ■令和元年度産業経済部主要事業等について 〔参加者〕 氏家委員長ほか委員 6 名 建設部 千葉部長ほか 9 名 産業経済部 阿部部長ほか 9 名	—
6.24(月) 9:58～16:13	所管事務調査② (議案調査)	《産業経済部》 ■損害賠償の額を定め和解することについて ■登米市企業立地奨励金の見直しについて ■立地企業の現状報告及び誘致状況報告について 《農業委員会事務局》 ■令和元年度農業委員会事務局主要事業等について	—

日時	活動区分	内 容	頁
6.24(月) 9:58~16:13	所管事務調査② (議案調査)	《建設部》 ■一般会計補正予算について ■損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について ■登米市都市計画マスタープラン及び登米市交通計画マスタープランについて ■登米市立地適正化計画について ■下水道事業の地方公営企業法適正及び上下水道事業の組織統合について [参加者] 氏家委員長ほか委員 6 名 建設部 千葉部長ほか 9 名 産業経済部 阿部部長ほか 9 名	—
7.8(月) 13:30~16:02	所管事務調査③	■登米市企業立地促進条例の改正について ■石越高森公園(チャチャワールドいしこいし) 及び(株)いしこしの今後の方向性について	4
7.24(水) ～ 7.26(金)	行政視察	■おやべ型 1 %まちづくり事業について (富山県小矢部市) ■南砺市クリエイタープラザの運営について (富山県南砺市) ■コンパクト・プラス・ネットワークについて (富山県黒部市)	11
8.6(火) 9:58~15:40	所管事務調査④ (現地調査)	《建設部》 ■下水道事業の地方公営企業法適用及び水道事業との組織統合に伴う条例改正(案) について ■石越町駅前地区の給水区域の変更について ■迫町大東地区雨水排水整備事業の進捗状況について ■国道 398 号新大瀬道路改良事業について 《宮城県東部土木事務所登米地域事務所》 ■みやぎ県北高速幹線道路事業(佐沼工区) について ■長沼川河川改修事業について (現地調査) 長沼川(河道掘削現場～長沼放水路) みやぎ県北高速幹線道路(加賀野高架橋・紫雲山大橋)	19

産業建設常任委員会 活動概要

【所管事務調査③】

1. 期 間：令和元年7月8日(月) 午後1時30分～午後4時02分
2. 場 所：迫庁舎 第3委員会室
3. 事 件
＜産業経済部＞
 - (1) 登米市企業立地促進条例の改正について
 - (2) 石越高森公園(チャチャワールドいしこし)及び株いしこしの今後の方向性について
4. 参 加 者：委員長 氏家英人、副委員長 熊谷和弘、
委 員 上野晃、關孝、浅田修、相澤吉悦、熊谷憲雄、
及川長太郎

(産業経済部) 産業経済部長 阿部孝弘
産業経済部次長 遠藤亨、産業振興課長 小野寺仁、
産業連携推進課長 千葉昌彦、産業戦略専門監 高橋紀元、
商業観光課長 菅原正博、商業観光課課長補佐 及川貴之
商業観光課課長補佐 松井満、
工業振興課長 櫻節郎、工業振興課課長補佐 衣川智博、
産業振興課課長補佐 山形敦

(議会事務局) 主幹兼係長 千葉敬子
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

○概要

■企業立地促進条例

〔目的〕 企業立地の促進を図ることによる地域産業の振興と雇用の拡大に寄与し、市民生活の安定と向上に資する。

現状の課題	見直しの方向性
◆財源がすべて一般財源で、歳出全体に大きな負担。計画的に持続可能な施策への転換が必要。	◆立地企業に対し、継続的に支援が図られるよう奨励金の限度額を抑え、雇用人数の要件を緩和する。
◆市内企業の規模拡大等に向けた移設・増設の支援が多く、奨励金の交付額も増大。	◆中小企業等の規模拡大への支援強化を図るため、投資額の要件を3段階に区分、常時雇用従業員数、投資額に対する交付割合、限度額を設定する。
◆人材確保が困難な状況で、奨励金を活用したくても雇用数の確保が見込めず積極的に取り組めていない。	◆企業立地促進条例の対象事業者に定めている業種のうち、情報通信業を削除し、新たに情報通信業に特化した支援制度を構築する。
◆情報通信業関連企業がサテライトオフィス等を開設する場合、建物・施設の費用が比較的少額で雇用数も少人数のため、現行奨励金の要件に合致し難い。	◆重点産業のひとつ食品関連業は、女性の働く場の確保と工業団地への誘致活動を効果的に展開するため、工業団地に立地した食品関連業企業に対し優位性を設ける。

■登米市企業立地促進条例の改正について

奨励金・助成金制度	現状	改正案
対象事業者(業種)	① 製造業(大分類E) ② 運輸業(大分類Hのうち、中分類道路貨物運送業) ③ 情報通信業(大分類Gのうち、ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業)	① 製造業(大分類E) ② 運輸業(大分類Hのうち、中分類道路貨物運送業) ② 情報通信業 ⇒ 新たな支援制度へ

奨励金・助成金制度		現状					改正案					
対象事業者の要件及び 企業立地投資奨励金 の割合、限度額	区分	投下固定 資産額	常時雇用従業員 (新規雇用者数)	割合	限度額		区分	投下固定 資産額	常時雇用従業員 (新規雇用者数)	割合	限度額	
	新設	3,000 万円 以上	10 人以上 (市内在住者 5 人以上)	投資額の 20%	3 億円		新設	3,000 万円 以上	5人以上 (市内在住者 3人以上)	投資額の 20%	1 億円	
	移設	3,000 万円 以上	5 人以上 (市内在住者 3 人以上)	投資額の 20%	3 億円		移設 ・ 増設	3,000 万円 以上	2人以上 (市内在住者 1人以上)	投資額の 10%	3千万円	
	増設	1,000 万円 以上	5 人以上 (市内在住者 3 人以上)	投資額の 20%	3 億円			1 億円以上	3人以上 (市内在住者 2人以上)	投資額の 15%	5千万円	
	賃借 (新設)	—	10 人以上 (市内在住者 5 人以上)	投資額の 20%	—			3億円以上	5人以上 (市内在住者 3人以上)	投資額の 20%	1 億円	
	賃借 (移設・増設)	—	5 人以上 (市内在住者 3 人以上)	投資額の 20%	—		賃借 (新設)	—	10 人以上 (市内在住者 5 人以上)	投資額の 20%	—	
						賃借 (移設・増設)	—	5 人以上 (市内在住者 3 人以上)	投資額の 20%	—		
用地取得奨励金 (H29. 4. 1 施行)		市が造成した工業団地の取得額の 20%を交付 (限度額 1 億 6 千万円)					変更なし					
企業立地促進奨励金		固定資産税相当額を最初に課税した年度から 3 か年交付 (賃借料の 20%相当額を 5 年間交付)					変更なし					
企業立地投資奨励金		土地を除く建物・設備に係る投下固定資産額の 20%を交付 (限度額 3 億円)					土地を除く建物・設備に係る投下固定資産額の 最大 20%を交付 (限度額 1 億円)					
雇用促進奨励金		操業開始後、1 年以上雇用している市内在住新規常時雇用従業員に 対し 20 万円を交付					変更なし					

奨励金・助成金制度	現状	改正案
上水道料金助成金	(食料品製造業者が新設の場合に対象) 水道料金の 30%を 3 年間交付(1 年毎の限度額 500 万円)	(食料品製造業者が新設の場合に対象) 水道料金の 30%を 3 年間交付(1 年毎の限度額 500 万円) ただし、市が造成した工業団地に立地した場合に限り交付期間を5年間とし、4年目は水道料金の 20% (限度額 300 万円)、5年目は水道料金の 10% (限度額 100 万円) を交付
環境整備奨励金	(工場立地法による特定工場に該当する場合に対象) ・緑地及び環境施設を設置した経費の 30%を交付(500 万円限度) ・緑地及び環境施設に要する面積に課する公共下水道受益者負担金額相当額を交付	変更なし

☆ 新設 ☆ 『登米市情報通信関連企業立地促進事業補助金』

奨励金・助成金制度項目	現状
対象事業者(業種)	情報通信業(大分類Gのうち、情報提供サービス業、インターネット附随サービス業)
要件	対象業種の事業者で支店・事業所を開設し、新たに 2 人以上の市内在住常時雇用従業員を雇用する法人
促進奨励金	固定資産税相当額を課税初年度に交付
投資奨励金	土地を除く建物・設備に係る投下固定資産額の 10%を交付(限度額 1 千万円) 賃借の場合、改修等に要する初期投資費用の 20%を交付(限度額 500 万円)
雇用促進奨励金	操業開始後、1 年以上継続雇用している市内在住新規常時雇用従業員に対し 20 万円を交付(限度額 500 万円)

○所見

産業経済部の説明では、登米市企業立地促進条例の改正については、近隣自治体での誘致奨励制度の競合が激化する中、このままの政策では「今後の本市の財政運営に大きな負担になり得る可能性がある」という考えが大きいと受け止められた。

しかし、委員からは財政が厳しいからこそ、将来、雇用や税収を期待できる企業立地を推進することが必要で、ことに「企業立地奨励金」こそ見直すべき政策ではなく、むしろ市は、真に事業の選択と集中を行っているのかといった質疑も展開された。

「事業の選択と集中」

財政運営が厳しい本市には欠かせない考え方であるが、本当に市長は施政方針で市民に示した通り、「事業の選択と集中」ができているのだろうか。

もしかすると、そういう決断ができなくて、結局は「全体的な事務事業の一律削減」などとはなっていないか。9月定期議会に条例改正案を上程、令和2年度から施行したい考えのようであるが、議会（市民）との擦り合わせが足りないと感じた。

○概要

■石越高森公園(チャチャワールドいしこいし) 及び(株)いしこしの今後の方向性について

➤ 石越高森公園の基本的な方向性

令和5年度をもって遊園地機能を廃止する。

遊具は、簡易な施設(無料)を整備し、子どもから大人まで家族で楽しめる公園とする。

➤ 施設整備等の方向性

項目	内容
パークゴルフ場	→整備済
遊園施設等	→市所有の有料遊具は、令和5年度をもって廃止・撤去 →遊具は、維持管理費の少ない簡易なもののみ →老朽化の進む木製複合遊具(どんぐり山の冒険砦)は、当面修繕しながら活用するが、大規模改修しないと使えなくなった時点で廃止・撤去。 →ツリーハウスは利用がなく、撤去。
あじさい園	→公園の再整備に合わせ、必要な整備を行い活用
管理棟	→利用継続
その他	→野外ステージ屋根等は、市で本来整備すべき性質の資産として取得する。

➤ 施設管理・運営

年度 \ 施設	パークゴルフ場	遊園地等施設	備考
R元年度	直営管理	指定管理	9月まで教育部 10月～産業経済部で一括管理
R2年度	直営管理	指定管理	指定管理者公募・決定
R3～5年度	指定管理(施設全体)		3年間
R6年度以降	指定管理(施設全体)		指定管理者が遊園地の自主運営を希望する場合は土地使用を認める

➤ (株)いしこし(第三セクター)の方向性

登米市行財政改革実施計画

【目標】平成37年度(令和7年度)までに株式譲渡による完全民営化

↓

！前倒し！ 令和5年度までに完全民営化

～経営状況～

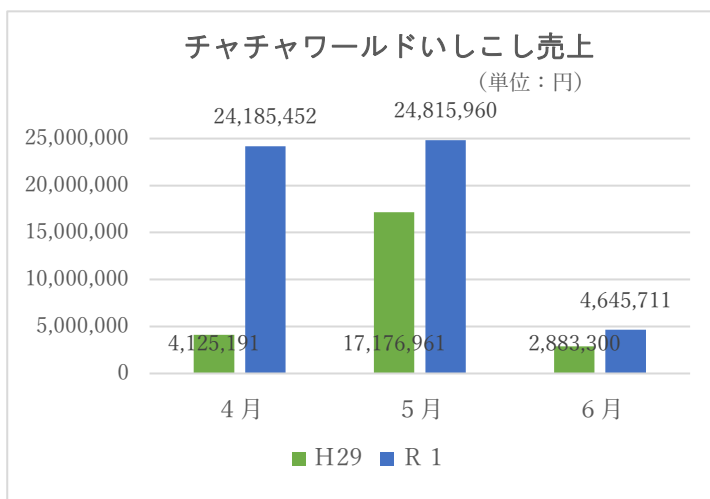
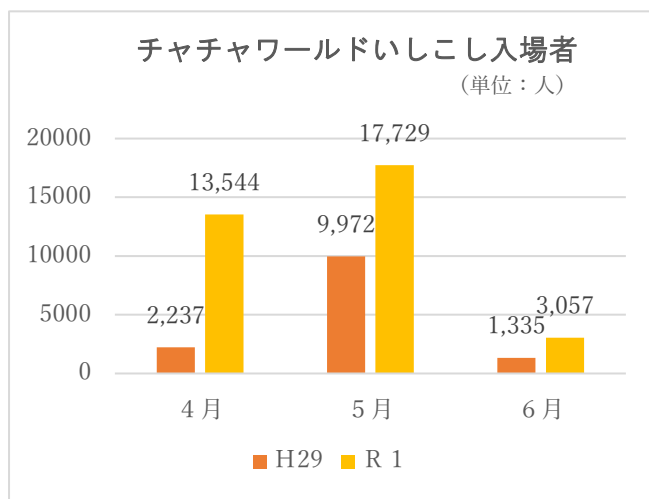
平成 30 年度まで 11 期連続で黒字を計上。着実に安定経営に向かっているものの累積欠損金 17,270 千円(平成 30 年度末)の解消までには至っていない。

平成 31 年 4 月チャチャワールドいしこしのリニューアルオープンによる入園者増加により、ある程度の損失解消が期待できる状況となって来ている。

令和 5 年度までに累積欠損金の解消を図るとともに、市保有株の譲渡を進め、完全民営化を図る。

〔参考〕チャチャワールドいしこし リニューアル前後の入場者及び売り上げの状況

月年度	令和元年度		平成 29 年度		比較増減	
4 月	16,124 人	15,157,213 円	2,237 人	4,125,191 円	13,887 人	11,032,022 円
5 月	17,729 人	24,815,960 円	9,972 人	17,176,961 円	7,757 人	7,638,999 円
6 月	3,057 人	4,645,711 円	1,335 人	2,883,300 円	1,722 人	1,762,411 円
計	36,910 人	44,618,884 円	13,544 人	24,185,452 円	23,366 人	20,433,432 円



○所見

石越高森公園（チャチャワールドいしこし）の今後については、令和 5 年度をもって遊園地機能を廃止。遊具は維持管理経費の少ない簡易な施設（無料）などを整備し、令和元年 6 月にオープンしたパークゴルフ場及びあじさい園と併せ、子どもから大人まで家族で楽しめる公園とするとしている。また、10 月からパークゴルフ場と遊園地施設等を産業経済部で一括管理とするが、令和 3 年度からは施設全体を指定管理とすることが決まっている。

平成 31 年 4 月の遊園地機能リニューアルオープン、また、同年 6 月のパークゴルフ場のオープン以来、高森公園への来場者が増えているのはうれしい事実。(株)いしこしについては市が保有する株の譲渡を進め、令和 5 年度までに完全民営化を図るとしていることから、今後の(株)いしこしの奮闘に期待したい。

【行政視察】

1. 期 間：令和元年 7 月 24 日(水) ～26 日(金)
2. 視察先および内容
 - (1) 富山県小矢部市「おやべ型 1 %まちづくり事業について」
 - (2) 富山県南砺市「南砺市クリエイタープラザの運営について」
 - (3) 富山県黒部市「コンパクト・プラス・ネットワークについて」
3. 参 加 者：委員長 氏家英人、副委員長 熊谷和弘、
委 員 上野晃、關孝、浅田修、相澤吉悦
同 行：産業經濟部産業連携推進課産業連携推進専門監 高橋紀元
建設部住宅都市整備課長 千葉伸一
随 行：主幹兼係長 千葉敬子
4. 概 要：(別紙のとおり)
5. 所 見：(別紙のとおり)

【富山県小矢部市】おやべ型 1 %まちづくり事業について

■日 時：令和元年 7 月 24 日（水）午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分

■場 所：小矢部市役所

■説明対応：小矢部市企画政策部定住支援課 課長 明石雅之
小矢部市企画政策部定住支援課 主査 荒井宏之
小矢部市議会事務局 局長補佐 西村美穂子
小矢部市議会事務局 主任 松田充弘

○概要

小矢部市は、富山県の最西端・石川県境に位置し、小矢部川が緩やかに貫流しコシヒカりに代表される米作を主体とした穀倉地帯として発展してきた。

北陸地方を東西に走る北陸自動車道のほか、東海北陸自動車道・能越自動車道・の 3 つの高速道路が小矢部市を中心に東西南北に延びており、高速交通機関の拠点都市である。

主要産業は、輸送用機械関連、スポーツウェアをはじめとする繊維工業、アルミ製品製造が盛んである。また、利水に恵まれていることから、コシヒカリ「メルヘン米」、タマゴ、バラが特産物である。

国内外の代表的な建築物をモデルにした公共施設がある「メルヘンチックなまちづくり」が特徴的である。

市の面積 134 km²、人口 30,004 人、世帯数 10,455 世帯。

「おやべ型 1 %まちづくり事業」創設の経緯

時期	取り組み
H18. 12	新しく就任した桜井市長の選挙公約の一つとして掲げられたもので、「個人市民税の 1 パーセントを市民に還元するシステム」として、市民活動を支援するための助成制度を創設できないか検討を開始。 〔参考〕当時、群馬県太田市の「市民の集まりが主体となるまちづくり会議で、補助金交付要綱案を策定するなど、その制度づくりから市民と一体となって取り組み、事業の審査や検証も行う」事例がモデル
H20. 4	市民と行政との協働のまちづくりを推進する「市民協働課（現・定住支援課）」を設置、制度の創設に向けて「おやべ型 1 %まちづくり会議（現・おやべ型協働のまちづくり会議）」を設置。
H20. 9	まちづくり会議から市長へ「おやべ型 1 %まちづくり事業補助金交付要綱案」の提言。それを受け、補助金交付要綱を制定。
H21. 4	事業開始

目 的 地域の活性化や特色のあるまちづくりの推進を目的に、市民自らが考え、みんなで一緒に行動する事業に対して、個人市民税の1%に相当する額を財源として交付する事業。

補助対象者 市内に事務所及び活動場所があり、次のいずれかに該当する団体。
①自治会などの自治組織 ②ボランティア団体
③NPO法人 ④教育・芸術・文化・スポーツの団体
⑤その他、市長が特に認める団体

補助対象事業 「公共性及び市民の労力提供があり、かつ、他の補助金等の交付を受けていない事業」で、次のいずれかに該当する事業。
①地域の活性化事業 ②安全・安心な地域づくり事業
③福祉向上事業 ④地域活性化を担う人づくり事業
⑤その他の事業

補助金の額 補助対象経費の全額。ただし、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれに定める額が限度となる。
〈補助金の限度額〉
新規事業・・・30万円、既存事業・・・15万円

補助対象経費 ・報償費（講師謝礼など） ・旅費（講師の旅費） ・消耗品費
・燃料費 ・印刷製本費 ・通信費（郵便料など） ・保険料
・使用料及び賃借料 ・原材料費
※平成31年度から「修繕費」「手数料」を追加。

事業推進体制 「おやべ型協働のまちづくり会議」（有識者、団体推薦者、一般公募者で構成）を設置。1%事業の審査や検証、優良事業の審査や表彰を行っている。
募集は、前期（11月～翌1月）と後期（6月～7月）の2回にすることで、前期に間に合わないものを救済することや、事業実施期間のはじめに補助金（80%相当分）の概算払いを行うなど、活動に支障がないよう支援している。



○所見

市長の明確なまちづくり政策で創設された「おやべ型１％まちづくり事業」は、個人市民税の１％に相当する額を財源として、「地域の活性化や特色あるまちづくりの推進を目的として、市民自らが考え一緒に行動する事業」に対して補助金を交付する事業で、平成 21 年度から実施している。（平成 31 年度予算 1,463 万円）

平成 30 年度まで、人口 3 万人のまちで延べ 31 万人が事業にかかわり、平成 31 年度は、花いっぱい運動や里山環境整備事業、防犯パトロールや安全安心見守り事業、歴史資料の保存活用事業など、74 事業が採択されている。中には、10 年をかけ材料費のみで道路の舗装事業に取り組むなど、地域課題解決のため計画的に取り組みが行われているのが特徴的である。

事業効果として、地域のまとまりが強くなったと語られた。地域が一つになって事業を行うようになり、家に籠りがちな高齢者が花いっぱい事業に参加し、外に出る機会が出来たことや、子どもの見守りで、地域内の子どもたちとの関わりが出来たことで生き甲斐づくりにも繋がっている。

一方、除雪作業など、担い手不足から事業継続が困難になる事業も出ている。若い団体や若者の参加、新しい発想での事業の減少、担い手不足が課題となっている。

本市においても、さまざまな形で市民活動を支援しているが、市民にはその活動や支援のあり方が見えにくく、補助金の交付団体は市民の一部に限られている。

小矢部市のように「個人市民税の１％を市民に還元する」という分かりやすい目的と、明確な予算枠を掲げ、「まちづくり会議」を主体に市民自ら考え一緒に行動する「おやべ型」の取り組みに学び、市民の主体性と自主性を尊重した協働のまちづくりをさらに加速させるべきである。

【富山県南砺市】南砺市クリエイタープラザの運営について

■日 時：令和元年 7 月 25 日(木) 午前 10 時～正午

■場 所：南砺市役所及び南砺市クリエイタープラザ

■説明対応：南砺市議会 副議長 榊 祐人

南砺市ブランド戦略部参事・商工課長 岩佐 崇

南砺市議会事務局 副参事・局長補佐 議事調査係長 岩本真佐美

○ 概要

南砺市は平成 27 年 4 月に南砺市中小企業・小規模事業者振興基本条例を制定、「中小企業、小規模事業者の支援」を市の重点施策の一つとして取り組んでいる。その「核」となる施設（クリエイタープラザ）を整備すべく、東海北陸自動車道城端 SA と併設する桜ヶ池ハイウェイオアシス内に「クリエイターを集積しての産業振興」と「桜ヶ池周辺の賑わい創出」を目的としてさらなる機能集積を図ることとした。

南砺市クリエイタープラザ		
施設概要	オフィス 8 室、コワーキングスペース 18 席、カフェ 1、ショップ 1	 
共用施設	多目的ホール、展示室、会議室等	
敷地面積	5,181 m ²	
延べ床面積	木造 2 建て 2 棟 1,749 m ²	
総事業費	9 億 7,700 万円（過疎債 98%）	
運営形態	平成 28 年度～令和元年度は直営（管理運営委託） 令和 2 年度からは指定管理に移行予定	
入居状況 (令和元年 7 月現在)	オフィス：デザイン系 3、システム開発 1、 北大（市連携事業）、その他 1 コワーキング：デザイン系 6、建築系 1、その他 5	

南砺市クリエイタープラザは『地域商社的機能』を構築しており、南砺市の資源を活かしながら、「地域で稼いでいく」志を持つ若手クリエイターの拠り所となっている。



○ 所見

初めに南砺市役所でクリエイタープラザの取り組みについての説明を受けた。パワーポイントと充実した紙資料による対応、そして、自信を持って説明してくれる担当職員の姿に、南砺市が如何に力を入れて取り組んでいる事業かがうかがい知れた。市役所での事業説明の後、現地に赴いたが、そのロケーションにさらに驚いた。

まち場ではなく自然豊かな里山に建てられた合掌造りをモチーフとした南砺市クリエイタープラザ。若手起業家達がここに相集い、人と人、人と自然、人と地域をつなぎながら利益を出して行く「はじまりの場」となっていて、そういうビジネス環境が若者に人気があることを実感できた。

本市に置き換えれば、例えば長沼フートピア公園に若手クリエイター達が起業を目指して相集い、苦楽を共にしながら巣立っていく施設を市が整備したようなものだ。

現在はネット社会。「わが町への企業誘致に多額の奨励金を」、という必要性も感じながらも情報通信業やクリエイターなど、別に東京や仙台でなくてもいい、創造的な仕事を生業にできる世の中であるとも言える。

若手クリエイター達が「登米市で頑張りたい！」と思えるよう、南砺市クリエイタープラザのような、可能性を無限に秘めた施設・拠点を整備出来たら良いと思った。

【富山県黒部市】コンパクト・プラス・ネットワークについて

■日 時：令和元年 7 月 26 日（金）午前 10 時～正午

■場 所：黒部市役所

■説明対応：黒部市議会 副議長 山田丈二

黒部市都市建設部 理事 畠山昌平

黒部市都市建設部 都市政策課 課長補佐・計画係長 山本幸子

黒部市都市建設部 都市政策課 主査 富川篤

黒部市議会事務局 議事調査課 主事 宮津健

○概要

- ・平成 30 年 6 月に公共施設や住宅を中心部に集めるコンパクトシティや公共交通網の再構築に取り組むモデル都市に選定された。全国では 21 都市、富山県では初の選定となった。「地元民間企業との連携によるまちづくり」が評価された。
- ・黒部市の概要として、県の北東部に位置し、北アルプスから富山湾まで約 3,000 メートルの標高差がある。そして、雄大な自然を守り活かした観光地を有している。
- ・北陸新幹線黒部宇奈月温泉駅開業と YKK が本社機能を一部移転したことも大きな力となっている。しかし人口は、今後も減少し続けることが予測されている。
- ・まちなかの人口減少、空き家の増加、空洞化が進み、都市機能の低下も著しく進行していた。
- ・まちづくり方針のテーマとして『コンパクトかつ公共交通等ネットワークが充実したまちづくり』を掲げた。
- ・誘導施策として①「まちなかの居住環境の整備」②「公共交通の利便性の向上」③「都市機能の集約化による、まちなかのにぎわい創出」を掲げた。
- ・「公共交通の利便性の向上」については官民連携による取り組み（南北循環線）を行っている。



○所見

黒部市では期待される効果として、次の３点を挙げている。

- ①中心市街地での居住人口の増加により、一定の人口密度を維持
- ②公共交通の利用者数が増加し、鉄道・路線バス・コミュニティ交通への市の財政負担が軽減
- ③空き店舗活用が増加し、まちなかの店舗売上増加

本市においても人口減少、高齢化のさらなる進行が予測されている。それに伴い、市街地の人口が減り、周辺的生活サービス施設や公共交通の利用者も減少し、まちなかの空洞化が懸念されている。

今後も利便性が高く活力ある『まちなか』を維持するためには、中心地と周辺地域を結び、誰もが容易に拠点へアクセスできる公共交通の確保が喫緊の課題となっている。そして、これを確実に早期に実現するためには市民・事業者・行政が一体となって進めることが重要であるとする。

【所管事務調査④】

1. 期 間：令和元年 8 月 6 日(火) 午前 9 時 58 分～午後 3 時 40 分
2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室、宮城県登米合同庁舎入札室、市内現地
3. 事 件
＜建設部＞
 - (1) 下水道事業の地方公営企業法適用及び水道事業との組織統合に伴う条例改正(案) について
 - (2) 石越町駅前地区の給水区域の変更について
 - (3) 迫町大東地区雨水排水整備事業の進捗状況について
 - (4) 国道 398 号新大瀬道路改良事業について
＜宮城県東部土木事務所登米地域事務所＞
 - (1) みやぎ県北高速幹線道路(佐沼工区) について
 - (2) 長沼川河川改修事業について
4. 参 加 者：委員長 氏家英人、副委員長 熊谷和弘、
委 員 上野晃、關孝、浅田修、相澤吉悦、及川長太郎

(建 設 部) 建設部長 千葉清、建設部次長 菅原和夫、土木管理課長 伊藤勝、
道路課長 星洋徳、用地専門監 須田英樹、
住宅都市整備課長 千葉伸一、まちづくり専門監 阿部信広、
営繕課長 佐々木桂、下水道課長 千葉智博、
土木管理課課長補佐 三浦訓徳、
下水道課課長補佐兼事業管理係長 津藤順、
下水道課課長補佐兼施設整備係長 佐々木昭彦

(県東部土木事務所) 登米地域事務所所長 菊地 潤、次長(総括) 佐藤剛、
技術次長(河川砂防第一班長) 保土原真、
技術主幹(道路建設第二班長) 森俊哉、
技術主査 千葉克彦、技師 相澤遼

(議会事務局) 主幹兼係長 千葉敬子
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

○概要

《建設部》

■下水道事業の地方公営企業法適用及び水道事業との組織統合に伴う条例改正(案)について

【条例改正の目的】

現在、水道事業は地方公営企業法を適用しているが、令和2年4月1日から下水道事業を地方公営企業法適用及び水道事業の組織統合を行うため、条例の一部改正を行うもの。

地方公営企業法適用により官公庁会計から企業会計へ移行する。

【条例改正の概要】

下水道事業の地方公営企業法適用及び水道事業との組織統合に関する19本の条例改正を行う。

下水道事業の形態は地方公営企業法を適用した事業となるが、事業内容は継承するので、条例の内容を大きく改正するものではない。

【改正条例】

- 1 登米市組織条例
- 2 登米市情報公開条例
- 3 登米市個人情報保護条例
- 4 登米市特別会計条例
- 5 登米市基金条例
- 6 登米市下水道条例
- 7 登米市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例
- 8 登米市浄化槽整備推進条例
- 9 登米市農業集落排水事業条例
- 10 登米市農業集落排水事業分担金条例
- 11 登米市水道事業の設置等に関する条例
- 12 登米市上水道事業運営審議会設置条例
- 13 登米市水道事業給水条例
- 14 登米市下水道事業運営審議会条例
- 15 登米市公共下水道事業区域流入受益者分担金徴収条例
- 16 登米市ふるさと応援寄附金条例
- 17 登米市行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例
- 18 登米市債権管理条例
- 19 登米市まちづくり基本条例

■石越町駅前地区の給水区域の変更について

平成 30 年 9 月 25 日発生した漏水事故（ＪＲ東北本線石越駅南軌道下）に伴い、栗原市の給水区域である登米市石越町の一部（南郷舘前地内の 33 戸）が断水となったため、緊急的に登米市の配水管と接続し水道水の臨時供給を行っている。登米市水道事業所と栗原市上下水道部の両者において協議を行い、9 月 25 日付けで両市長名において覚書を取り交わしたが、期日までに栗原市の断水を解消することが出来なかったことから、期間を令和 2 年 3 月 31 日までとした。

漏水箇所の修繕について、栗原市とＪＲとで協議が行われているが、排水管がＪＲ軌道下に布設されており、ＪＲ側からの修繕時の前提条件が厳しく、協議が難航している。栗原市では、既存の配水管の修繕は不可能で、別ルートでの排水管を新設するにも多くの時間と費用が見込まれることから、給水区域の変更で登米市の給水区域とすることで栗原市と協議を進めてきた。

給水区域の変更には、両市で国から水道事業許可変更の届け出が必要である。また、水道事業設置条例の改正等も必要となる。両市では、令和 2 年 4 月を目途に給水区域の変更に向けた協議を進める。なお、7 月 25 日に両市合同で開催した説明会では、給水区域の変更について異論はなかった。

■迫町大東地区雨水排水整備事業の進捗状況について

大東地区の排水先である排水路「川西第 4 号幹線排水路」の狭窄部分の改修工事が終了し、現在、迫町大東地区雨水排水路築造工事と迫町大東地区 2 工区雨水排水路築造工事を行っている。（平成 30 年度繰越明許費）

■国道 398 号新大瀬道路改良事業について

～事業概要～

〔事業名〕 新大瀬道路改良事業

〔事業箇所〕 登米市迫町佐沼字新大瀬地内

〔事業年度〕 平成 30 年度～令和 2 年度

〔道路規格〕

みやぎ県北高速幹線道路(佐沼工区) 国道 398 号(北方バイパス)	3 種 2 級 (車道 3.25m、路肩 0.75m)
国道 398 号(現道区間)	3 種 3 級 (車道 3.0m、路肩 0.5m)

この工事で
同規格に
改良



〔工事内容〕 みやぎ県北道路Ⅲ期(佐沼工区)と国道 398 号(北方バイパス)を接続する国道 398 号(現道区域)における現道拡幅を主とした道路改修事業。

車道及び路肩幅員を拡幅し、みやぎ県北幹線道路から北方バイパスまでの間を同一の幅員とすることより、安全で円滑な道路を構築するもの。また、現用地幅内で道路拡幅に伴い発生する余剰地を活用し歩道を整備、歩行者等の安全性の確保を図るもの。

《宮城県東部土木事務所登米地域事務所》

■みやぎ県北高速幹線道路事業(佐沼工区) について

■長沼川河川改修事業について



宮城県東部土木事務所登米地域事務所



県土木での事業説明の様子

(現地調査)



長沼川(河道掘削現場～放水路)



みやぎ県北高速幹線道路 (加賀野高架橋・紫雲山大橋)



○所見

県東部土木事務所登米地域事務所にて、みやぎ県北高速幹線道路事業(佐沼工区)と長沼川河川改修事業の進捗について説明を受けた後、現地に赴き調査した。

長沼川河川改修事業は迫川合流部の川表側放水路(H26年竣工)、排水樋門(H26年竣工)が竣工し、現在、放水路の掘削、付替工が施行中で令和5年の竣工を目指している。長沼川と迫川を合流させる「川のバイパス」事業で、川の無いところに川をつくる一大事業。放水路が竣工すれば、市で実施している大東地区雨水排水整備事業と併せ、豪雨時における内水被害を被っている大東地区住民の安心・安全な生活に大きく寄与するもの考える。1日でも早い竣工を望むが、安全第一に進められたい。

みやぎ県北高速幹線道路(Ⅲ期:佐沼工区)は、本市の中心部の国道346号と国道398号を結ぶ道路で、東北縦貫自動車道や三陸縦貫自動車道とともに広域交通ネットワークを形成し、市中心部の交通渋滞緩和にも大きく寄与するものである。Ⅲ期(佐沼工区:L=3.6km)は加賀野高架橋や紫雲山大橋(L=730m)など大掛かりな構造物を必要とすることから事業費も178億円と高額になっている。

東日本大震災に伴う復興支援道路と位置づけられていることから早期完成が求められるが、現在、現道区間となっている北方工区の着手、完成をもって当委員会としては全体事業の竣工であると考えている。